

事務連絡  
令和2年6月8日

各市町村教育委員会指導事務主管課長 }  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のための  
ガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒  
の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

標記について、文部科学事務次官から、別添写し（令和2年6月5日付け2文科初第382号）のとおり通知がありました。

つきましては、内容を確認の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、この通知を受け、5月22日付けで送付した「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）ver,1」を後日更新する旨を申し添えます。

## 記

### 1 送付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン 別添1
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ 別添2

### 2 その他

- (1) 本日付け教義指第250号で通知済みであるが、6月9日（火）に行政説明会、12日（金）に学校・保護者向け説明会が文部科学省のweb上で行われる。学校・保護者向けの案内は、後日文部科学省から提供される予定である。
- (2) 5月27日付け事務連絡「『市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）ver,1』の訂正及び補足について」で周知した「登校後の体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある場合等）による早退」の指導要録上の記録について訂正する。

【訂正前】 「出席停止・忌引き等の日数」とする。

【訂正後】 「早退」とする。

担 当 教育指導担当 田邊・浅井

電 話 048-830-6778

F A X 048-830-4962

メール akira.tanabe.am@pref.saitama.lg.jp（田邊）